

監査基準報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」の改正について

年 月 日
日本公認会計士協会

改正案	現 行
監査基準報告書 701	監査基準報告書 701
独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告 2019 年 2 月 27 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 改正 2024 年 9 月 26 日 最終改正 年 月 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 33 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《3. 監査上の主要な検討事項の報告》 (省 略) 《(4) その他の状況における「監査上の主要な検討事項」区分の様式及び内容》 (第 15 項参照) (省 略) A59. 監査上の主要な検討事項は、監査人が特に注意を払った事項の相対的な重要性に基づいて判断される。したがって、<u>公に取引</u>されている事業体の監査において、監査人が監査役等とコミュニケーションを行った事項の中には、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項がないと判断	独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告 2019 年 2 月 27 日 改正 2021 年 1 月 14 日 改正 2021 年 6 月 8 日 改正 2021 年 8 月 19 日 改正 2022 年 6 月 16 日 改正 2022 年 10 月 13 日 改正 2023 年 1 月 12 日 <u>最終</u>改正 2024 年 9 月 26 日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第 33 号) 《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略) 《Ⅱ 要求事項》 <u>(省 略)</u> 《Ⅲ 適用指針》 (省 略) 《3. 監査上の主要な検討事項の報告》 (省 略) 《(4) その他の状況における「監査上の主要な検討事項」区分の様式及び内容》 (第 15 項参照) (省 略) A59. 監査上の主要な検討事項は、監査人が特に注意を払った事項の相対的な重要性に基づいて判断される。したがって、<u>上場企業</u>の監査において、監査人が監査役等とコミュニケーションを行った事項の中には、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項がないと判断することはまれで

改正案	現 行
することはまれであり、少なくとも一つは存在していると考えられる。しかしながら、例えば、企業の実質的な事業活動が極めて限定される状況においては、監査人が特に注意を払った事項がないため、第9項に基づき監査上の主要な検討事項がないと監査人が判断することがある。 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) ・ 本報告書（ 年 月 日）は、2027 年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。 (省 略) 以 上	あり、少なくとも一つは存在していると考えられる。しかしながら、例えば、企業の実質的な事業活動が極めて限定される状況においては、監査人が特に注意を払った事項がないため、第9項に基づき監査上の主要な検討事項がないと監査人が判断することがある。 (省 略) 《Ⅳ 適用》 (省 略) (新 設) (省 略) 以 上 以 上